

八代市手数料条例
(開発行為許可等申請手数料抜粋)

○八代市手数料条例

- (115) 開発行為許可申請手数料 別表第16のとおり
- (116) 開発行為変更許可申請手数料 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは870,000円
- ア 開発行為に関する設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積）に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額
- イ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前号に規定する額
- ウ その他の変更については、10,000円
- (117) 用途地域の定められていない土地の区域内における建築物の特例許可申請手数料 46,000円
- (118) 予定建築物等以外の建築等許可申請手数料 26,000円
- (119) 開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 次に掲げる場合に応じ、次に定める額
- ア 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物（都市計画法第4条第11項に規定する特定工作物をいう。以下同じ。）の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合 1,700円
- イ 承認申請をする者が行おうとする開発行為が、主として、住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のものである場合 2,700円
- ウ 承認申請をする者が行おうとする開発行為がア及びイ以外のものである場合 17,000円
- (120) 開発登録簿の写しの交付手数料（用紙1枚につき） 470円

別表第16（第2条関係）

開発行為許可申請手数料

開発区域の面積	手数料の額		
	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	その他の開発行為
0.1ヘクタール未満	8,600円	13,000円	86,000円
0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満	22,000円	30,000円	130,000円
0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満	43,000円	65,000円	190,000円
0.6ヘクタール以上1ヘクタール未満	86,000円	120,000円	260,000円
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	130,000円	200,000円	390,000円
3ヘクタール以上6ヘクタール未満	170,000円	270,000円	510,000円
6ヘクタール以上10ヘクタール未満	220,000円	340,000円	660,000円
10ヘクタール以上	300,000円	480,000円	870,000円

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。